

ver. 1.1

2026/08/01



白馬村宿泊税 電子申告の手引き

白馬村役場 税務課

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

TEL 0261-85-0712（直通）

目次

第1章 白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）	1
1 電子申告の流れ	1
2 ログイン用アカウントの作成 手順1	2
3 ログインして申告手続きを行う 手順2	5
4 申請情報の複写機能	14
5 F A Q	15
第2章 地方税ポータルシステム（eLTAX）	18
※ サービス開始日は、令和8年11月24日（火）となります	18

○ 改訂履歴

ver.	発行日	改訂内容
ver. 1.0	2026/04/01	初版
ver. 1.1	2026/08/01	○ 課税対象となる宿泊の有無に応じた申告情報の入力方法を追加 ・（4）申告情報を入力する・・・9ページ

第1章 白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）

1 電子申告の流れ

白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）を利用して、宿泊税の電子申告を行います。

利用できるサービスは、申告手続きのみになりますので、納入手続きは納入書により金融機関等で行うことになります。

手順1 ログイン用アカウントを作成する（初回のみ）

ログイン用アカウント（Graffer アカウント）を作成します。

Google 又は LINE アカウントでもログインすることができますので、いずれかのアカウントをお持ちの場合は、新たにログイン用アカウントを作成する必要はありません。

手順2 ログインして申告手続きを行う

手順1 で作成したアカウント（又は既にお持ちの Google 又は LINE アカウント）で白馬村宿泊税電子申告サービスにログインして、宿泊税の申告手続きを行います。

ログイン



申告情報の入力



申告情報の送信



申告の完了（完了メールの受信）

○ 推奨環境について

白馬村宿泊税電子申告サービスを利用するためには、以下の環境での利用を推奨しています。

スマートフォン 推奨 OS

iPhone iOS 最新版

Android Android OS 最新版

PC 推奨ブラウザ

Safari 最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版、Firefox 最新版

※ Internet Explorer では利用できません

2 ログイン用アカウントの作成 | 手順 1

白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）を利用するためには、初回のみログイン用アカウント（Graffer アカウント）を作成する必要があります。

Google アカウント又は LINE アカウントでログインする場合は、新たにアカウントを作成する必要はありません。

（１）以下の URL 又は QR コードから白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）にアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/vlg-hakuba/smart-apply/apply-procedure-alias/accommodation-tax>



令和８年度 宿泊税納入申告

入力状況 0%

白馬村の「令和８年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの４段階）
ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません
※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です
○ 令和８年度における申告納入期限の特例
令和８年度においては、令和９年１月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和９年１月～３月申告納入分について令和９年３月末日までにまとめて申告納入）。
令和８年７月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Grafferアカウントを利用する方
ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

（２）「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください

「アカウント登録せずにメールで申請」は申請履歴が残りませんので、使用しないでください

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

 Googleでログイン

 LINEでログイン

 メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GbizIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

(3) 「新規アカウント登録」をクリックしてください

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

 Googleで登録

 LINEで登録

[外部サービスでの登録とは？](#)

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 必須

名 必須

メールアドレス 必須

パスワード 必須
8文字以上50文字以内で入力してください。半角英数字と記号を使用可能です

☐ パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

Grafferアカウントに登録

(4) アカウントの作成に必要な情報を入力してください

姓：特別徴収義務者の姓（法人名）
 名：特別徴収義務者の名（施設名称）
 メールアドレス：ログイン時に使用するほか、申告受付等に関するメールを受信
 パスワード：ログイン時に使用
 半角英数字と記号を組み合わせで 8 文字以上 50 文字以内

(5) 入力が完了したら「Graffer アカウントに登録」をクリックしてください



(6) アカウントの仮登録完了画面が表示されます

件名「【Graffer アカウント】仮登録完了のお知らせ」というメールが届きますので、メール本文中の URL をクリックして本登録を完了させてください



(7) メール本文中の URL をクリックすると、本登録が完了します



(8) ログイン用アカウント（Graffer アカウント）が作成されました

3 ログインして申告手続きを行う | 手順 2

手順 1（2 ページ）で作成した Graffer アカウントでスマート申請にログインし、宿泊税の申告手続きを行います。

Google アカウント又は LINE アカウントをお持ちの場合は、そのアカウントでログインしてください。

（1）以下の URL 又は QR コードから白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）にログインしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/vlg-hakuba/smart-apply/apply-procedure-alias/accommodation-tax>



○ 2 回目以降は、申請履歴から情報を複写して申請することができます（12 ページ）。

令和 8 年度 宿泊税納入申告

入力状況 0%

白馬村の「令和 8 年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）
ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません
※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和 8 年度における申告納入期限の特例
令和 8 年度においては、令和 9 年 1 月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和 9 年 1 月～3 月申告納入分について令和 9 年 3 月末日までにまとめて申告納入）。
令和 8 年 7 月～12 月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Graffer アカウントを利用する方
ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Graffer アカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録 ~~せず~~ にメールで申請

「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください

「メールアドレスでログイン」をクリックしてください

手順 1 で登録したメールアドレス及びパスワードを入力してください

入力が完了したら「ログイン」をクリックしてください

[新規アカウント登録](#)

令和8年度 宿泊税納入申告

入力状況

0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。

対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません

※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和8年度における申告納入期限の特例

令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。

令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☒ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

利用規約を確認し、「利用規約に同意する」にチェックを入れた上で、「申請に進む」をクリックしてください

（2）申請者の種別を入力する。

○ 個人の場合

特別徴収義務者

申請者の種別 必須

☒ 個人

☐ 法人

名前 必須

名前（カナ） 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

電話番号 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 任意入力

zeimu@vill.hakuba.lg.jp

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

[＜ 申請の概要等の確認に戻る](#)

特別徴収義務者が個人の場合は、申請者の種別で個人を選択し、「名前」「名前（カナ）」「郵便番号」「住所」「電話番号」を入力してください。「メールアドレス」は自動で入力されています。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

○ 法人の場合

申請者の種別 必須

☐ 個人

☒ 法人

Q 法人を検索して自動入力する

法人名 必須

法人名 (カナ) 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

本店所在地 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

法人番号 必須

法人代表者名 必須

電話番号 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

特別徴収義務者が法人の場合は、申請者の種別で法人を選択し、「法人名」「法人名（カナ）」「郵便番号」「本店所在地」「法人番号」「法人代表者名」「電話番号」「連絡担当者名」を入力してください。「メールアドレス」は自動で入力されています。

法人名を検索して自動入力すると、「法人名」「郵便番号」「本店所在地」「法人番号」が自動で入力されます。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

(3) 宿泊施設の種別を入力する。

○ 旅館業の場合

宿泊施設

宿泊施設の種別 必須

☒ 旅館業

☐ 住宅宿泊事業（民泊）

施設の名称 必須

施設名を入力

所在地 必須

白馬村大字...

課税番号 必須

宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）を入力してください
施設施設の合算申告の場合は、「宿泊税合算申告納入承認通知書」に記載された合算申告指定番号（全10桁）を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

経営している施設が旅館業の場合は、宿泊施設の種別で旅館業を選択し、「施設の名称」「所在地」「課税番号」を入力してください。

「課税番号」は、宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）です。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

○ 住宅宿泊事業（民泊）の場合

宿泊施設

宿泊施設の種別 必須

☐ 旅館業

☒ 住宅宿泊事業（民泊）

届出番号 必須

住宅宿泊事業届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号（M20●●●●●●●●）を入力してください

M20...

所在地 必須

白馬村大字...

課税番号 必須

宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）を入力してください

複数施設の合算申告の場合は、「宿泊税合算申告納入承認通知書」に記載された合算申告指定番号（全10桁）を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

[戻る](#)

経営している施設が住宅宿泊事業（民泊）の場合は、宿泊施設の種別で住宅宿泊事業（民泊）を選択し、「届出番号」「所在地」「課税番号」を入力してください。

「届出番号」は、住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号（M20●●●●●●●●）を入力してください。

「課税番号」は、宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）です。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

（４） 申告情報を入力する

○ 複数施設の合算申告

宿泊税納入申告

複数施設の合算申告 必須

複数施設の合算申告について、村に申請し、承認を受けている場合は、「合算申告である」を選択してください

※ 承認がない場合は受け付けることができませんので、その申請は差し戻しになります

☐ 合算申告である

☐ 合算申告ではない

複数施設の合算申告である場合は、「合算申告である」を選択してください。

合算申告でない場合は、「合算申告ではない」を選択してください。

（注意）

複数施設の宿泊施設を合算して申告及び納入する場合は、村に申請し、承認を受ける必要があります。

（４）の１ 課税対象となる宿泊があった場合

○ 申告年月（宿泊年月）を選択する

申告年月（宿泊年月） 必須

選択してください

期別 任意計算

0

課税対象宿泊の有無 必須

当該月の課税対象となる宿泊の有無を選択してください

課税対象となる宿泊があった

「申告年月（宿泊年月）」は、○年○月宿泊分と表示されていますので、申告の対象となる宿泊年月を選択してください

「期別」は、「申告年月（宿泊年月）」に応じて自動で表示されます。

「課税対象宿泊の有無」では、「**課税対象となる宿泊があった**」を選択してください

○ 宿泊数を入力する

宿泊数 | a 6,000円以上20,000円未満 ※重要
 1人1泊当たり6,000円以上20,000円未満の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | a 6,000円以上20,000円未満 自動計算
 宿泊数×税率200円です

宿泊数 | b 20,000円以上50,000円未満 ※重要
 1人1泊当たり20,000円以上50,000円未満の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | b 20,000円以上50,000円未満 自動計算
 宿泊数×税率400円です

宿泊数 | c 50,000円以上100,000円未満 ※重要
 1人1泊当たり50,000円以上100,000円未満の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | c 50,000円以上100,000円未満 自動計算
 宿泊数×税率900円です

宿泊数 | d 100,000円以上 ※重要
 1人1泊当たり100,000円以上の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | d 100,000円以上 自動計算
 宿泊数×税率1,900円です

該当する税額区分の「宿泊数」に課税対象の宿泊数を入力してください
 「税額」は、入力された宿泊数から自動で計算されます

(重要)
 対象となる宿泊がなかった区分には「0」を入力する必要があります。

○ 課税対象外宿泊数を入力する

A 課税対象外宿泊数 小計 自動計算

B 課税対象外宿泊数 | 1人1泊6,000円未満の宿泊 ※重要
 課税対象外となる「1人1泊6,000円未満」の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

B 課税対象外宿泊数 | 課税免除 ※重要
 課税対象外となる「修学旅行や外国大使等の課税免除」の宿泊数を入力してください
 課税免除の宿泊数の合計に照して、0書きで外国大使等の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0 (0)」を入力してください

課税免除の宿泊数の合計 (うち外国大使等の宿泊数)

税額 小計 自動計算

免税点未満の課税対象外宿泊数を入力してください
 (重要)
 課税対象外の宿泊数なかった場合は「0」を入力してください。

課税免除の課税対象外宿泊数を入力してください
 (重要)
 課税対象外の宿泊数なかった場合は「0 (0)」を入力してください。

B 課税対象外宿泊数 | 課税免除の入力方法 課税免除の宿泊数の合計が 10、うち外国大使等の宿泊数が 3 であった場合の入力

1 0 (3)
 ※すべて全角

○ 宿泊税月計表等を添付する

宿泊税月計表等の添付 (必須)

課税対象及び課税対象外の宿泊数(宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表等))を添付してください。
複数施設の合算申告の場合は、施設ごとの宿泊税月計表をZIP形式の圧縮ファイルで添付してください。

ファイルを選択...

合計税額 | 納入すべき金額 (宿泊税額)

0

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

「ファイルを選択」をクリックして、宿泊税月計表等を添付してください

(添付可能なファイルの形式)

Microsoft Word ファイル (docx)

Microsoft Excel ファイル (xlsx)

PDF ファイル (pdf)

画像ファイル (png,jpg,jpeg,gif,heif,heic)

圧縮ファイル (zip)

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

（４）の２ 課税対象となる宿泊がなかった場合

○ 申告年月（宿泊年月）を選択する

申告年月（宿泊年月） 必須

期別 任意

課税対象宿泊の有無 必須
当該月の課税対象となる宿泊の有無を選択してください

「申告年月（宿泊年月）」は、○年○月
 宿泊分と表示されていますので、申告の対
 象となる宿泊年月を選択してください

「期別」は、「申告年月（宿泊年月）」に応じて自動
 で表示されます。

「課税対象宿泊の有無」では、「**課税対象
 となる宿泊がなかった**」を選択してください

○ 課税対象外の宿泊数を入力する

税額 | a 6,000円以上20,000円未満 任意
宿泊数×税率200円です

税額 | b 20,000円以上50,000円未満 任意
宿泊数×税率400円です

税額 | c 50,000円以上100,000円未満 任意
宿泊数×税率900円です

税額 | d 100,000円以上 任意
宿泊数×税率1,900円です

B 課税対象外宿泊数 | 1人1泊6,000円未満の宿泊 必須
課税対象外となる「1人1泊6,000円未満」の宿泊数を入力してください
 対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

B 課税対象外宿泊数 | 課税免除 必須
課税対象外となる「修学旅行や外国大使等の課税免除」の宿泊数を入力してください
 課税免除の宿泊数の合計が10、うち外国大使
 等の宿泊数が3であった場合の入力
 ※すべて全角

税額 小計 任意

合計税額 | 納入すべき金額 任意

一時保存して、次へ進む

宿泊数の入力及び月計表の添付は省略することがで
 きますが、課税対象外の宿泊数の入力が必要です。

免税点未満の課税対象外宿泊数を入力
 してください
 （重要）
 課税対象外の宿泊数がなかった場合は
 「0」を入力してください。

課税免除の課税対象外宿泊数を入力して
 ください
 （重要）
 課税対象外の宿泊数がなかった場合は「0
 （0）」を入力してください。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進
 む」をクリックしてください

B 課税対象外宿泊数 | 課税免除の入力方法 課税免除の宿泊数の合計が 10、うち外国大使 等の宿泊数が 3 であった場合の入力

※すべて全角

(5) 申請内容を確認する

申請内容の確認

特別徴収義務者

申請者の種別	必須	
個人		編集
名前	必須	
白馬村役場		編集
名前(カナ)	必須	
ハクバムラヤクバ		編集
郵便番号	必須	
3999301		編集
住所	必須	
長野県北安曇郡白馬村北城		編集
電話番号	必須	
0261850712		編集
メールアドレス	自動入力	
zeimu@vill.hakuba.lg.jp		

宿泊数 a 6,000円以上20,000円未満	必須	
200		編集
税額 a 6,000円以上20,000円未満	自動計算	
40000		
宿泊数 b 20,000円以上50,000円未満	必須	
0		編集
税額 b 20,000円以上50,000円未満	自動計算	
0		
宿泊数 c 50,000円以上100,000円未満	必須	
0		編集
税額 c 50,000円以上100,000円未満	自動計算	
0		
宿泊数 d 100,000円以上	必須	
0		編集
税額 d 100,000円以上	自動計算	
0		
A 課税対象宿泊数 小計	自動計算	
200		
B 課税対象外宿泊数	必須	
30		編集
税額 小計	自動計算	
40000		
宿泊税月計表等の添付	必須	
102【様式第2号】宿泊税納入申告書.xlsx		編集
複数施設の合算申告	必須	
合算申告ではない		編集
合計税額 納入すべき金額	自動計算	
40000		

この内容で申請する

申請内容を確認し、間違いがなければ、「この内容で申請する」をクリックしてください
申請内容を修正する場合は、「編集」をクリックして、該当箇所を修正してください
(重要)
申請後に申請内容の修正はできませんので、申請する前に内容をご確認ください

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら\(申請詳細\)](#)からご確認いただけます。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？

不満 ☆☆☆☆☆ 満足

ご感想

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

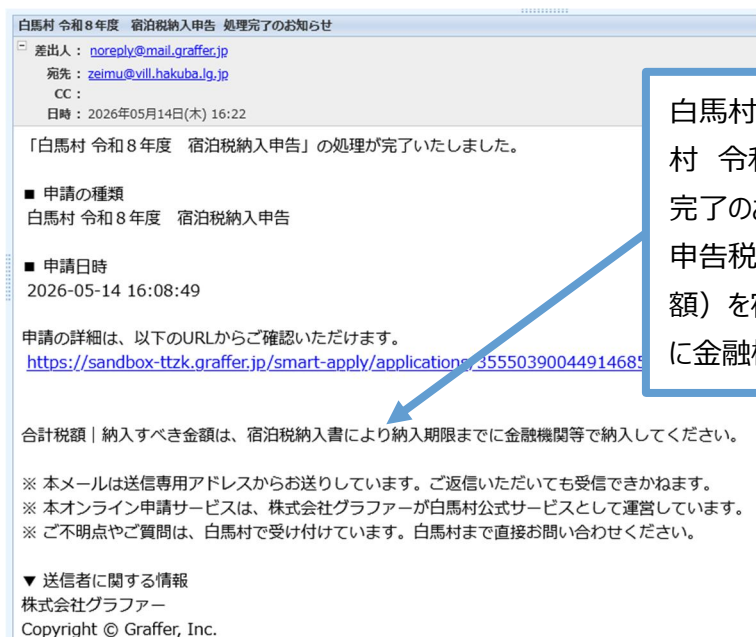
記載内容はご感想やご意見に限らせていただいております。質問に対する回答はございません。

ご質問や申請内容に関する補足は、白馬村までお問い合わせください。

[利用規約に同意してアンケートを送信する](#)

「この内容で申請する」をクリックし、上記画面が表示されましたら、申請は完了です。

(6) 処理完了のお知らせメールの受信



白馬村役場で受付処理が終わると、「白馬村 令和〇年度 宿泊税納入申告 処理完了のお知らせ」というメールが届きます。申告税額（合計税額 | 納入すべき金額）を宿泊税納入書により納入期限までに金融機関等で納入してください。

4 申請情報の複写機能

白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）には、申請履歴から情報を複写し、新たに申請することができる機能があります。ただし、「アカウント登録せずにメールで申請」は申請履歴が残らないため、複写機能を利用することができません。

(1) 申請一覧から複写する申請情報を選択する

○ 申請一覧を確認する



ログインした後に表示される画面の右上にアカウント名があります。これをクリックすると、メニューが表示されますので、「申請一覧」をクリックしてください。

申請一覧

申請一覧

令和8年度 宿泊税納入申告

申請番号: 2609-0291-4330-6980193

申請先: 白馬村

受付日: 2026年05月14日 17時05分

対応ステータス: 完了

[詳細を確認する](#)

令和8年度 宿泊税納入申告

申請番号: 3555-0390-0449-1468552

申請先: 白馬村

受付日: 2026年05月14日 16時08分

対応ステータス: 完了

[詳細を確認する](#)

申請一覧が表示されますので、複写する申請の「詳細を確認する」をクリックしてください。

(2) 複写した申請から新規申請を作成する

申請一覧 / 申請詳細

令和8年度 宿泊税納入申告

申請番号 3555-0390-0449-1468552

[この申請をもとに新規申請](#)

申請基本情報 申請内容

申請先
白馬村

対応ステータス
完了

手続き名称
令和8年度 宿泊税納入申告

申請者情報

種別	個人
氏名	白馬村役場
氏名(カナ)	ハクバムラヤクバ
郵便番号	3999301
住所	長野県北安曇郡白馬村北城
電話番号	0261850712
メールアドレス	zeimu@vill.hakuba.lg.jp

受付日時
2026/05/14 16:08

複写したい申請の内容が表示されますので、「この申請をもとに新規申請」をクリックしてください。

次の画面で、「利用規約に同意する」にチェックを入れた上で、「申請に進む」をクリックすると、情報が複写されますので、これをもとに新規申請を作成してください。

(注意)

申告年月（宿泊年月）の修正漏れに注意してください。

5 FAQ

Q 1 複数の宿泊施設を経営していますが、アカウントは施設ごとに作成する必要がありますか。

A 1つのアカウントで複数の宿泊施設の申告が可能ですので、施設ごとにアカウントを作成する必要はありません。なお、施設ごとにアカウントを作成することもできますが、同じメールアドレスで複数のアカウントを作成することができませんので、アカウントごとにメールアドレスが必要になります。

Q 2 申請内容に誤りがありました。修正方法を教えてください。

A 申請後に申請内容の修正はできませんので、内容に誤りがあった場合は当該申請の取下げを行い、改めて申請を行うようになります。ただし、以下の方法による取下げは、処理状況（対応ステータス）が「受付済」の場合に限られますので、これ以外の場合は、お手数ですが、税務課までご連絡をお願いします。

ログインした後に表示される画面の右上にアカウント名があります。これをクリックすると、メニューが表示されますので、「申請一覧」をクリックすると、申請一覧が表示されます。

当該申請の「詳細を確認する」をクリックしてください。

「申請を取り下げる」をクリックすると、以下の画面が表示されますので、「取り下げる」をクリックしてください。

申請一覧の対応ステータスが「受付済」から「取下げ」に変更となりますので、改めて申請を行ってください。

Q 3 申請の処理状況を確認することはできますか。

A 申請の処理状況は、申請一覧から確認することができます。対応ステータス及び状態は以下のとおりです。

対応ステータス	状 態
受付済	納入申告書の提出が完了した（税務課に申告データが到達した）状態
処理中	税務課の職員が申告内容を確認している状態
完 了	申告内容の確認が終了し、当該申告手続きが完了した状態
不受理	申告内容の不備等により、当該申告が受理されなかった状態

Q 4 申告納入期限の特例を受けていますが、どのように申請するのですか。

A 令和 8 年度においては、令和 9 年 1 月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和 9 年 1 月～ 3 月申告納入分について令和 9 年 3 月末日までにまとめて申告納入）が、令和 8 年 7 月～ 12 月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

令和 9 年 1 月には、申告納入期限の特例に対応した申請フォームを公開しますので、そのフォームにより申請してください。ただし、特例適用の承認を受けずに申告されても受け付けることはできません。

Q 5 複数施設の合算申告納入の承認を受けていますが、どのように申請するのですか。

A 複数施設の合算申告である場合は、宿泊数を入力した後に「合算申告である」を選択した上で、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を添付してください（10 ページの○ 複数施設の合算申告手順）。複数施設の宿泊数の合算値の入力～合算月計表の添付～「合算申告である」の選択～宿泊施設ごとの月計表の添付といった流れになります。

Q 6 電子納税はできますか。

A 電子納税には対応していません。そのため、お手数ですが、納入書により金融機関等での納入をお願いします。

Q 7 申告すべき宿泊税が 0 円の場合も申告は必要ですか。

A 宿泊者がいなかった、課税対象外の宿泊（免税点未満、課税免除）のみであった等、申告すべき宿泊税が 0 円の場合も申告手続き（ゼロ申告）を行っていただきますが、宿泊数の入力及び月計表の添付を省略することができます（11 ページの（4）の 2 参照）。

第2章 地方税ポータルシステム（eLTAX）

※ サービス開始日は、令和8年11月24日（火）となります

（1）サービス開始日とそれまでの対応

宿泊税を新たな取扱税目として追加する場合、村において「導入申請（サービス追加）→マスタ情報申請→マスタ反映→サービス開始」という流れで手続きをする必要があります。

令和8年度は9月にeLTAX（エルタックス）のシステム更改があるため、これらの手続きの完了日は、令和8年11月23日（月）となってしまいます。そのため、eLTAX（エルタックス）を利用した宿泊税に関する各種手続きは、令和8年11月24日（火）からご利用いただけるようになります。

年 月	Graffer スマート申請	eLTAX（エルタックス）
令和8年6月	○ サービス利用可（申告手続きのみ）	× サービス利用不可
令和8年7月	↓	↓ 導入申請（サービス追加）
令和8年8月	↓	↓ マスタ情報申請
令和8年9月	↓	↓ システム更改
令和8年10月	↓	↓ マスタ反映
令和8年11月	↓	○ サービス利用可（電子申告・納税）
令和8年12月	↓	↓
令和9年1月	↓	↓

eLTAX（エルタックス）による各種手続きのご準備を進めていただいていた皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

サービス開始日までは、「第1章 白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）（1ページ）」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

eLTAX（エルタックス）による各種手続きをご予定なされていた場合、以下によりご対応くださいますようお願い申し上げます。

申告年月	申 告	納 入
令和8年7月	Graffer スマート申請	納入書により金融機関等で納入
令和8年8月	↓	↓
令和8年9月	↓	↓
令和8年10月	↓	↓
令和8年11月	eLTAX	eLTAX 又は納入書により金融機関等で納入
令和8年12月	↓	↓
令和9年1月	↓	↓
令和9年2月	↓	↓

（2）手引きの改訂

次の改訂（令和8年10月を予定）において、eLTAX（エルタックス）による宿泊税の電子申告等を追記します。



〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場

税務課

TEL 0261-85-0712 (直通)

FAX 0261-72-7001

E-Mail : zeimu@vill.hakuba.lg.jp